

佐賀県消費生活審議会（消費者教育推進部会） 議事概要

日 時：令和元年 11 月 27 日（水）10：00～12：00

場 所：アバンセ 4 階 第 3 研修室

1. 開会

2. 挨拶

赤星会長挨拶

3. 議題

（1）第 2 次「佐賀県消費者教育推進計画」について

（田中課長）

<第 1 次計画の取組についての「評価と課題」を報告後、第 2 次計画（案）について資料に沿って説明>

（赤星会長）

消費生活センターは、消費者教育を推進する拠点であるが、高校や中学校、小学校で授業する場合、教材や授業時間まで消費生活センターで指示は行わない。それは学校関係者の集まりで練って、その成果が出たら教育センターなどで広く使われる。

推進にあたって、「県が」と簡単に言うだけでなく、学校教育課とか福祉関係課とか組織を明示した方がよい。行政の縦割りもあると思うが、連携をとるにも推進するにもやりやすいのではないか。

（手塚委員）

資料を見て「だまされないちゃん」の印象が悪い。消費者教育イコール「だまされないちゃん」というイメージで広く県民に伝わっている。この表紙では消費者市民社会をどう構築していくかという理念が伝わらない。

消費者教育の教材はインターネットを見ればいくらでもあるのでこれ以上いらない。情報の提供だけでよい。第 2 次案の理念がわからない。一般論だけで佐賀県の課題・現状がわからない。

高度情報化社会にどう対応していくかと持続可能な社会づくりについての教育の推進が 2 本の視点があると思うがもっと焦点化して、どう取り組むかストーリー性があるともう少しインパクトがあるのではないか。

（轟木委員）

資料編 P15 のように消費者教育に授業時間は取れていないのではないか。消費者教育をひっくり返すつもりはないが、すべてのことが学校で指導しないといけないのは窮屈。いじめの問題、学力向上といろいろある。

PTA 連合会と県教育委員会では、保護者指導と学校指導は分けるべきではないかという話をしている。スマホを買って与えているのは保護者なのに、そこで起こっている問題は学校で処理しないといけないので学校はパンクしそうになっている。「啓発する必要がある」という言葉はいくらでも使われているが、どうやっていくのか筋道がない。

県の立場で消費者教育を啓発する人材を育てて、それを市町に広げるという流れを作ってほしい。

(赤星会長)

消費者教育は、幼児から高齢者まで、地域でも職場でもというのがうたい文句。すべてを学校でやりなさいというわけではない。佐賀県にはないが、高齢者の見守りネットワークも作らないといけない。

消費者教育の内容は教科書の中にも全部あって、もう教えないといけなくなっている。先生によってはこれが消費者教育と理解していないかもしれない。学習指導要領にあるということは既に教えているということ。新しいことがあると学校にすべてを押し付けているという議論もあるが、すべてを学校に持ってこないで、ということになれば学校教育の意味はなくなる。

おっしゃることが分からないわけではないが、少し違うのではないか。推進計画では家庭でも地域でもやりなさいということを行っている。

(轟木委員)

市町の取組に対する支援を大事にすべきではないか。公民館レベルでの教育も大事ではないかと思う。

(熊添所長)

佐賀市の消費部門は複数の職員がいるが、県内市町の消費者行政は、職員が他の業務と兼務でやっている。市町の体制は弱体化しているため、具体的に明記して組織が弱い市町への支援をしてほしい。

学校教育と地域教育が混同されているので、分けて議論すべきではないか。学校教育なら専門委員の方が必要だし、地域教育は、生涯教育部門や福祉部局との連携を含めたものとして切り分けたほうがよい。

事業者を含めたところでの労働世代の教育も別に語られるべきで、すべてが一緒になっているので、理念がはっきりしなくなっているのではないか。佐賀市の場合は、職員が複数いるので研修会等もできるだけ出席できているが、他の市町では行政職員が動きにくいいため、行政職員のバックアップもお願いしたい。県から直接、教育委員会、福祉部局への働きかけをお願いしたい。市町の消費部門を通して、関係部局へつなぐことも難しいところがある。

(片岡委員)

消費者教育のイメージを一般の方が狭く感じているのではないか。アンケートの自由記載欄を見ても、一般の方は、消費者教育は学校がやるものと思っているのではないか。すべての人に教育するとなると、義務教育を外すことはできないが、社会に出たあとに高齢者になるまで続けるのが消費者教育であることを認識してもらう必要がある。いくら学校で教えても、子供が何かあったら相談するのはまず親だと思うので保護者への教育が重要ではないか。

推進部会メンバーについて、民生委員、公民館、地域包括支援センターの人も入れたらより福祉部門との連携もとれる。

地域見守りネットワークが佐賀にないので作りたいと、弁護士会でも他の団体への声掛けをしている。県が支援して各市町で作る流れなのでそれにも力を入れていただきたい。

(手塚委員)

教員アンケートの取り方が不適切。学校に消費者教育という学習の時間はない。教科教育の中で消費者教育の視点を踏まえた授業をするので1時間はありえない。少なくとも10数時間はやっている。アンケートが何を語っているのかわからないので検討してほしい。

生まれてから死ぬまでの消費者教育なのでライフステージに応じたものが必要。学校教育のあとの人生が長いので、地域・高齢者向けの具体的なものが少ない。地域のネットワークづくりが重要でその取組の推進を挙げてほしい。小学校で子どもに金銭教育している家庭はほとんどない。親は高額なスマホを無条件で与えているが、それに対する教育はなされてなく、それを学校でやるから問題が後付けとなっている。

地域の公民館等が親とのつながりをどう作っていくかも大事だし、高校卒業後の意思判断も、学校教育だけでは無理がある。そのあたりを膨らませていく必要があるのではないかな。

(桑原委員)

コープさが生協の会長をしているが自分も一消費者である。消費市民社会という言葉が出てきたときに生協もそこを担う団体であると意識している。「社会への扉」のクイズをみんなでやってみたが案外知らないことも多かった。家庭、地域にいる人は消費者教育を受けることがないため、インターネットについては親もどうしたらいいかわからない。地域で高齢者になるまでにどのように学習するか。

SDGs、エシカル消費について具体的なことが出ていない。生協では、今までやってきたことが多い。回りを見ても佐賀大学でフェアトレードのことをやっている学生がいる。いきなりエシカル消費と言われてもわからないけど、今やっていることがそうだと教えるべきではないかな。

(赤星会長)

いままでやってきたこと、あったものについて言葉を変えると混乱するし、理解を阻んでしまう。

(大島委員)

中学校の立場から申し上げたい。回答率が低いけど、家庭科の教員はほとんど教員アンケートに回答していると思う。中学校の家庭科では消費者教育に関することは、すべての学校で8~9時間ほど足並みをそろえて教えている。令和3年度からの学習指導要領にもあるため取り組んでいる。県消費生活センターにも出前講座をお願いして、消費者トラブルに関しては一番新しい情報を話してもらっている。

今の中学生が社会人になったとき同じように教育は受けられないと思うので、ライフステージに応じた教育は必要と考える。今の中学生の保護者はインターネットトラブルについて学校で教育を受けていないため、その教育が必要である。家庭での教育はないのが現状で、学校で対応せざるを得ない。

(赤星会長)

佐賀県は昭和30~40年代から女性団体、地域婦人会がかなり活発に消費者教育の活動を行っていた。

今はメンバーが高齢化して後が続かなかったのか。

(熊添所長)

佐賀市の例でいうと、昭和 50 年代には旧佐賀市内で地域婦人会を母体として 15~20 団体があった。今、市から補助金を出している団体は 7 つ。国の地域に対する補助金も削られると、自治体も単独財源になるので、補助金を出さなくなり老人クラブ、婦人会等の団体がなくなっていく。行政の財政的支援は、佐賀市でさえ難しいため他の自治体はもっと厳しい。

(赤星会長)

以前、地婦連本部で記念誌をもらって読んだが、佐賀県では以前たくさんの団体が活動していた。行政の支援がなければ活動できないため、県が何らかの支援、ネットワークづくりに多少の予算付けしないと住民との連携は難しい。国も推進しているためどこからかひねり出せないか。

(原委員)

婦人会が熱心に活動していた時代があって、エシカルという言葉はなかったが、以前は教育、環境という言葉で活動していた。消費者グループもたくさんあったが、現在県の連合会も活動中止となり、現在主要メンバーは 80 歳代後半になって集まるのも大変な状況。

消費生活相談員の立場として、消費者教育はトラブルだけでなく、広く生活そのものの問題であるということを、共通の認識として組み立てる必要があると思う。現在、川浪さんが活躍されている消費者教育コーディネーターの役割を計画に入れられないか。国民生活センターに教員向けの講座があるが受講がないのは残念。予算措置もできるはずだし、年間計画が 2 月ころ示されるのでぜひ参加してほしい。

消費者問題の関心度がかなり下がっているのはなぜか。県民アンケートの対象者の選定方法は？

(坂田参事)

アンケートについては、民間に委託して行った。既にアンケートに答えると登録した方を募って参加してもらっている。年代別に各 100 名ずつ。男女別に 50 名ずつ回答してもらっている。

(熊添所長)

行政として緊急性を考えると、「だまされないちゃん」をイメージする。エシカル消費等についての教育も必要だが、住民を被害から救うことを緊急性があると考えてると、佐賀市としては一般向けの出前講座が必要。高齢者向けについては住民からニーズがあり、消費者被害からどうやって自分たちの身を守るかということになる。

賢い消費者になるため部分と消費者被害から住民を守るという行政としての課題の色分けが必要ではないか。

(手塚委員)

アンケートをみると県民の消費者問題への関心度が 16.6%と低いのが大きなポイント。この状態で学校教育や金銭トラブルをどうしようという話ではない。広く消費者教育の意味を県民への啓発すること

が必要。テレビ CM やポスターなど県民にしっかり啓発する。このデータをどう改善していくか。

消費者教育は主に家庭科と社会科で行われるがそれを受けたかどうかで、生活に関わる意義についてかなり差がある。学校で学びたかったことのベスト 3 に消費者教育が入っている。40 代後半以降の学校で教育を受けなかった人は、関心も低くなるし、どういうふうに物事を理解していいのかわからないため、広く啓発していくことが必要。

若者の自己破産が増えている。「だまされないちゃん」はインパクトとしてはあるが、消費者教育全体のイメージとして扱うのは非常に偏りがある。消費者教育は人生プランニングであるため、自分で考えて判断できるようにすべきである。関心をどう高めていくか、関係各課の取組の視点になると思う。

(赤星会長)

アンケートの設問は、「消費者問題に関心があるか」ではなく「消費者被害に関心があるか」と尋ねたら、おそらく関心度はあがるのではないか。お金をもらって答えているアンケート結果なので、佐賀県全体を代表するか疑問がある。佐賀県でも振り込め詐欺の数千万円の被害があっているため、被害については関心があるのではないか。

最近では県からのアンケートがあまりない。10 数年前は郵送で送ってきていた。

(岩本委員)

消費者教育推進計画の第 1 期は作ることが目的だった。第 2 期はそれを踏まえて作っていくもので、基本的には国の計画に沿って作る。

消費者教育推進法を作っていくのが消費者教育。〇〇教育が増えすぎて、学校の負担が増えていると数年前から聞いているが、消費者教育は位置づけが違う。平成 25 年に「消費者教育推進計画」が閣議決定されて各自治体に計画作成を求められて作成したものが第 1 期の計画で、全国的に均一的な取り組みをすることになる。各自治体が自由にやっていたものではない。

「消費者教育推進会議」にあるものを、計画の「考え方」あるいは「取り巻く現状と課題」入れて精査していただきたい。平成 30 年 6 月成年年齢引き下げについての取りまとめ、平成 31 年 3 月多様な主体における地域の消費者教育についてなど。

また、3 月までに全世代型の消費者教育連携の分科会が設立され、各自治体の取組の全国調査を行い、評価指標が設けられる。第 1 期は作ることが目的だったが、第 2 期はどのような内容かの実質化に重点がおかれている。そこを踏まえて国の取りまとめを積極的に入れてほしい。ライフステージも法律に定められたもので、全国均一のもの。同じレベルで最低限の消費者教育をやっていくことを各自治体に委ねられている。

第 1 期の評価と第 2 期の関係が見えないところがある。第 1 期にできたものでできなかったものについてもう少し評価したうえで、第 2 期での継続や拡充、中止したものがあるかなどの対応を分かりやすくしたら、もう少し議論ができるのではないか。もう少しブラッシュアップして審議会で議論してもらえようような資料にしていきたい。内容にもう少し踏み込んで作成を。

ただ推進するだけでなく、どうするのかというのが今後問われてくる。第 2 期は国が評価指標を設けられ、他の県がどうやっているのかを見えるようにすることで、県の立ち位置がわかる可能性もある。目標と計画をわかりやすく。2022 年の成年年齢引き下げに向けて「社会への扉」の推進はやらなくてはなら

ないもので、徳島県は数値目標 100%、佐賀県はどうかのかが問われる。

計画のなかには緊急を要するもの、重要度が高いもの、恒常的にやっていくものに分けることができるが、第 1 期と大きく違っているのが SDGs となる。2015 年に国連で採択され、消費者庁は SDGs に対応したエンカル消費者教育をやるという看板を掲げている。そのウエイトはここに書かれているその他の位置づけではなく、全体をくるむような関係となる。

職域における事業者向け教育について「消費者志向経営」が重視されており、節目となるものキーワードとなるものを取り込んで、国の計画を受けてやるべきことはやると、やっていることを見える形にする。そういった視点からブラッシュアップしていただきたい。

(赤星会長)

資料 P27 に警察との連携はないと書かれているが、通話録音装置設置については、成果を実績として入れるべきではないか。

(田中課長)

通話録音装置については、約 1000 台を県で購入し、各所轄警察署が見守りの必要があると思われる独居高齢者の家庭に設置して 4 年経過する。

今年の秋にアンケートを行ったところ好評であり、消費者被害を減らす効果があった。現在、装置は各家庭に渡しているが、効果があることについての啓発を行っていく。

(岩本委員)

通話録音装置の設置については消費者行政になると思われる。啓発であるという書き方になれば消費者教育に入ってくる。いろいろなものが入ってくると、教育なのか一般行政なのかが見えなくなるので、このような取り組みを教育・啓発と紐づけて整理したほうが実績として見やすい。

(山口委員)

商業高校では、1 年次で公民等で授業している。ビジネス基礎では契約等についても教えている。教員に尋ねたら「社会への扉」は見やすく、活用しているとのこと。3 年次は総合実践の授業で実際の売り手、買い手の立場に立っての教育を行っている。

(中尾委員)

特別支援学校の生徒は、教育されたものがすべて入っていくわけではないので、社会で何回も体験しながら学んでいく。就職先に就労コーディネーターはいるが、相談にはなかなか行けないので地域や職場など生活している現場での消費者教育が大事になる。

(手塚委員)

徳島県の 100% はトップダウンでやったのか。なぜ佐賀県はできないか、トップダウンでできるのならそれも一つの方法だと考える。

ライフステージの中で消費者教育がどういう方向を目指しているかを全体のイメージとして伝えると

関係各課が意識できる。消費者教育全体の方向性を構造的に示してもらいたい。「だまされないちゃん」が女の子だけなのが気になる。

(北崎委員)

県と定期的に意見交換を重ねていて、自分たちの知識は深まってきたがそれを回りの同世代にどう発信していいのかわからない。県との協働は難しいかもしれないが、大学内でなにか活動が必要なのではないかと考えている。

(赤星会長)

大学生協と話して会館にポスターを貼るとか、説明するとかいろいろ手段はある。積極的に活動すれば共感する学生はたくさんいると思う。西九州大等、他大学への働きかけでもよい。今はそういうものが求められている。

意見は出し切れないと思うが今日の会議はここで終了とする。内容については県でまとめてもらう。今後の予定はどうなっているか。

(田中課長)

様々な意見をいただきありがとうございました。

それぞれのご意見について、我々のスタンスも含めて整理をしたい。ご意見いただいた委員さんにも修正の考え方の確認をしながら案の取りまとめをしていきたい。

3月に計画策定なので、そのプロセスとして2月にパブリックコメントを行う。そのために県議会への報告を行うが、その前に消費生活審議会で第2次案を決定する。様々な観点からのご意見に対する精査を行うなかで、もう一度お集りいただくかもしれないが、年末年始にもかかるので開催するとしたら早めにご相談させていただきたい。個別に修正意見を踏まえながら、消費生活審議会に諮る案をその場で提出することもあり得るが、今日いただいたご意見を精査してまた連絡をさせていただきたい。

(轟木委員)

学校がする仕事とPTAがする仕事を分けるなかで、個別の問題についてどこの部署に話したらいいのかわからない。他県では、生涯教育がひとくくりになってその中にいろいろな引出しがある。

佐賀県でもそのような組織があるとよい。

(田中課長)

ここアバンセは生涯学習センターという位置づけでもある。そこに我々がやっていることをメニューとして登録していけばPTAの方々も使いやすくなるのではないかと考える。

(坂田参事)

今日いただいた意見について、こちらから連絡をとらせていただきたい。本日はお疲れさまでした。